



2024年2月16日

各位

会社名 株式会社 J T O W E R
代表者名 代表取締役社長 田中 敦史
(コード番号: 4485 東証グロース)
問合わせ先 常務取締役 C F O 中村 亮介
コーポレート本部長
(TEL. 03-6447-2614)

海外募集による新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり海外募集による新株式発行（以下「本海外募集」といいます。）に関して決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本海外募集の背景と目的

当社は、「日本から、世界最先端のインフラシェアリングを。」というビジョンを掲げ、これまで一般的ではなかった通信インフラシェアリングを国内で実現し、通信インフラシェアリングのパイオニアとして、従来は携帯キャリア各社単独で行われてきた携帯基地局関連インフラに係る装置、アンテナ、工事、構築物等の設備投資を当社で一本化し、各社へシェアリングするサービスを提供しております。

近年、各携帯キャリアの5Gサービスの提供開始、政府による地方の通信インフラ整備の支援、サステナビリティへの関心の高まり等を背景に、インフラシェアリングの需要が拡大しております。2018年12月には、総務省より「移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用に関するガイドライン」が公表され、5Gの基地局整備においてインフラシェアリングの活用がこれまで以上に重要になることが言及されております。その後においても、総務省は「Beyond 5G 推進戦略」や「モバイル市場の公正な競争環境に向けたアクション・プラン」において、インフラシェアリングを推進する方針を打ち出し、政府が取り組む「デジタル田園都市国家構想」においても通信インフラの重要性がより一層認識されております。

かかる環境下において、当社は、主力事業である IBS 事業及びタワー事業を中心として成長を加速させ、国内外におけるインフラシェアリングの拡大及び浸透の推進に取り組んでおります。特に、携帯キャリアが保有する通信鉄塔の買い取り（カーブアウト）と、当該鉄塔への事業者誘致及びシェアリング促進を重要な成長戦略の一つと位置付けており、2022年3月に合意した最大6,002基及び2023年9月に合意した最大1,552基の株式会社NTTドコモからの通信鉄塔の買い取り等をはじめとする、国内初の大型カーブアウト案件を通じて、インフラシェアリング事業者としての事業基盤を拡大してまいりました。上記のような取引を経て、中長期財務目標(2026年度)のKPIとして掲げるタワー本数1万本のうち、8割弱にあたる最大7,700本超の取得を決定し移管を推進しております。今後も中長期財務目標の達成及びその後の成長

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されていません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

に向けて、更なる通信鉄塔の取得を含む成長投資を加速させ、面的なエリア構築をすることが、携帯キャリアによる当社設備の幅広い用途への活用を促し、パイオニアとしての当社の競争力を一層強化すると考えております。

一方、当社の持続的な成長に向けて、当社の財務基盤の更なる強化と財務柔軟性の向上が、将来的な負債調達余力の拡充及び成長戦略実行の機動性向上に繋がり、当社の中長期的な成長に資するものと考えております。当社はこれまで、先述の通信鉄塔取得に際し、プロジェクト単位でファイナンススキームを検討し、借入又は優先出資により資金調達を行ってまいりました。今後も通信鉄塔取得を含む積極的な成長投資の実行にあたっては、プロジェクト単位及び当社連結の財務健全性に配慮しながら、最適な資金調達を検討していく予定です。

本海外募集を通じて調達する資金は、インフラシェアリング事業への投資及び当社借入金の一部の返済に充当する予定です。また、本海外募集を通じて調達する資金の一部を用いた借入金の返済に加えて、当社借入金の一部借換えを予定しております。かかる調達資金の活用及び当社借入金に係る借換えの実施により、当社の企業価値及び株主価値の更なる向上と財務基盤の強化を目指してまいります。

本海外募集による資金調達を実施するにあたり、既存株主やマーケットへのインパクトを最小限にとどめるため、Accelerated Book Building（通称「ABB」）と呼ばれる手法を用いることを選択しました。また、当社にとっても、迅速に条件等の決定を進められるため、不確定要素を限定的にとどめられることも、ABBによる本海外募集を選択した理由に挙げられます。加えて、プライム市場への市場区分変更を見据え、本海外募集を通じて広範な投資家からの需要を募ることで、海外機関投資家を中心とした株主構成の一層の多様化と、株式の流動性向上を期待できると考えております。

当社は、今後も更なるインフラシェアリングを推進することにより、5Gネットワークの早期整備を促進するとともに、環境負荷を軽減し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2. 海外募集による新株式発行

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,600,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2024 年 2 月 16 日（金）から 2024 年 2 月 21 日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定いたします。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。 |
| (4) 募集方法 | 欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除きます。）における募集とし、単独ブックランナー兼主幹事会社である Morgan Stanley & Co. International plc（以下「引受人」といいます。）に、上記(1)に記載の全株式を買取引受けさせます。
なお、発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）を仮条件として、需要状況等を勘案 |

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されていません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

- した上で、発行価格等決定日に決定いたします。
- (5) 引受人の対価 当社は、引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格（募集価格）と引受人より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金といたします。
- (6) 払込期日 2024年3月4日（月）
- (7) 受渡期日 2024年3月5日（火）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 発行価格（募集価格）、払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額その他本海外募集に必要な一切の事項の決定及び手続の実施（関連する諸契約の締結及び関連書類の作成を含みます。）については、代表取締役社長田中敦史又はその選任する代理人に一任いたします。

<ご参考>

1. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	22,061,818株	(2024年2月9日時点)
本海外募集による増加株式数	3,600,000株	
本海外募集後の発行済株式総数	25,661,818株	

(注) 当社は、新株予約権を発行しているため、発行済株式総数は、2024年2月9日現在の数字を記載しております。

2. 調達資金の使途等

(1) 今回の調達資金の使途

本海外募集に係る手取概算額合計約158億円について、2025年3月末までに108億円の内、インフラシェアリング事業への投資として、大部分を今後の更なるカーブアウトへの投資を含むインフラシェアリング事業の更なる拡大に向けた成長資金、残りを鉄塔カーブアウトの為に設立された子会社への出資に、2024年9月末までに50億円を当社借入金の一部の返済に、それぞれ充当する予定であります。

(注) なお、上記の手取概算額は、2024年2月15日（木）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本海外募集は、当社の財務体質を改善、強化し、当社の中長期的な成長と収益性改善に資するものと考えております。

なお、今後の当社の業績への影響が生じる場合には、速やかに開示を行う予定であります。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

このことから、創業以来配当は行っておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。なお、内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開の財源として利用していく予定であります。

将来的には、収益力の強化や事業の基盤を整備しつつ、内部留保の充実状況及び当社グループを取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されていません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

剰余金の配当を実施する場合、株主総会を決定機関として年1回の期末配当を実施することを基本方針としております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	24.58円	29.56円	△72.84円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本利益率	7.4%	5.8%	△11.4%
純資産配当率	—	—	—

(注) 1株当たり配当額、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社グループでは、役員、従業員、社外協力者等に対するインセンティブ等を目的としたストック・オプションを発行しております。また、今後においても株式報酬制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権の行使に加え、今後、株式報酬の付与が行われた場合には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、2024年2月9日現在における新株予約権による潜在株式数は75,100株であり、発行済株式総数22,061,818株の0.34%に相当しております。

ストック・オプションの付与状況(2024年2月9日現在)

決議日	新株式発行 予定残数 (注)	新株予約権の 行使時の 払込金額 (注)	資本 組入額 (注)	行使期間
2014年6月25日 第4回ストック・オプション(株式会社J TOWER-A 2号(第2回)新株予約権)	7,200株	87円	44円	2016年6月26日から 2024年6月25日まで
2015年3月25日	18,000株	109円	55円	2017年3月26日

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法(以下「米国証券法」といいます。)に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておりません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

第5回ストック・オプション（株式会社 J TOWER-B 1号（第1回）新株予約権）				から 2025年3月25日 まで
2015年7月31日 第6回ストック・オプション（株式会社 J TOWER-B 1号（第2回）新株予約権）	0株	109円	55円	2017年8月1日 から 2025年7月31日 まで
2015年11月25日 第7回ストック・オプション（株式会社 J TOWER-B 1号（第3回）新株予約権）	2,000株	109円	55円	2017年11月26日 から 2025年11月25日 まで
2016年7月22日 第8回ストック・オプション（株式会社 J TOWER-C 1号（第1回）新株予約権）	12,000株	200円	100円	2018年7月25日 から 2026年7月24日 まで
2017年5月26日 第9回ストック・オプション（株式会社 J TOWER-C 2号（第1回）新株予約権）	13,200株	200円	100円	2019年5月27日 から 2027年5月26日 まで
2017年5月26日 第10回ストック・オプション（株式会社 J TOWER-D 2号（第1回）新株予約権）	1,000株	500円	250円	2019年5月27日 から 2027年5月26日 まで
2018年5月30日 第12回ストック・オプション（株式会社 J TOWER-E 2号（第1回）新株予約権）	12,900株	1,187円	594円	2020年5月31日 から 2028年5月30日 まで
2019年6月26日 第14回ストック・オプション（株式会社 J TOWER-E 2号（第3回）新株予約権）	5,600株	1,187円	594円	2021年6月27日 から 2029年6月26日 まで
2019年8月21日	3,200株	1,924円	962円	2021年8月22日

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておりません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

第15回ストック・オプション（株式会社J TOWER-E 3号（第1回）新株予約権）				から 2029年8月21日 まで
--	--	--	--	------------------------

（注） 2017年3月1日開催の取締役会決議により、2017年3月31日付で株式1株につき100株の割合で、また2019年8月5日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株式発行予定残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

(3) 過去3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額 (千円)	増資後資本金 (千円)	増資後資本準備金 (千円)
2021年5月31日 (注)	7,350,120	7,975,932	6,796,762

（注） 有償第三者割当

② 過去3決算期間及び直前の株価の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
始値	3,285円	8,720円	7,250円	5,020円
高値	13,050円	13,210円	8,970円	7,910円
安値	2,925円	3,190円	4,720円	4,475円
終値	8,570円	7,240円	4,900円	5,070円
株価収益率	348.66	244.92	—	—

- （注） 1. 株価は、株式会社東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
2. 2024年3月期の株価等については、2024年2月15日（木）現在で記載しております。
3. 2023年3月期の株価収益率については親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、また、2024年3月期の株価収益率については期中であるため、記載しておりません。

(4) ロックアップについて

本海外募集に関連して、当社は、引受人との間で、本海外募集に関する発行価格等決定日から本海外募集に係る株式受渡期日（当日を含みます。）後180日目までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、Morgan Stanley & Co. International plcの事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式の発行等（当社普通株式の発行等を行うことを企図していることを公表することも含みます。但し、本海外募集、インセンティブ・プランに基づく当社普通株式の発行、インセンティブ・プランに基づく新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使に基づく当社普通株式の発行及び譲渡、株式分割又は株式無償割当てによる当社普通株式の発行、所在不明株主の所有する当社普通株式の売却、その他日本法の要請による当社普通株式の発行及び譲渡等を除きます。）を行わず、又は行わせない旨を合意しております。

加えて、当社株主である株式会社カルティブ、田中敦史、日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、桐谷裕介及び中村亮介は、引受人との間で、ロックアップ期間中、Morgan Stanley & Co. International plcの事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式の発行等（当社普通株式の発行等を行うことを企図していることを公表することも含みます。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておりません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

但し、単元未満株式の買取請求による当社普通株式の売却、当社の自己株式取得に伴う当社普通株式の売却又は譲渡等を除きます。)を行わず、又は行わせない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、引受人はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(5) 安定操作について

本海外募集に関して、安定操作取引は行われません。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもなく、米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておりません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。